

●香川県告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和5年3月7日から同月27日まで一般の縦覧に供する。

令和5年3月7日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺綾歌線（22号）
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市川西町南字中方1187番 1地先から	前	8.9~18.3	172	道路メンテナンス事業による橋梁新設
丸亀市飯山町東小川字中野19 64番1地先まで	後	10.5~29.0	172	

- 4 供用開始の期日 令和5年3月19日